

加工食品の表示



加工食品に必要な表示は、原則として次の**10点**です。
ただし、個別に表示事項や表示方法が定められている食品(→P10、11)は、それに従って表示します。

<p>①名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆商品名ではなく、一般的な名称を表示します。 ◆名称が定められている食品は、それに従って表示します。 	<p>②原材料名(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆使用した原材料を、重量割合の高いものから順に表示します。(→P12) ◆アレルギー、遺伝子組換え食品がある場合は、原材料名欄に表示します。(→P20、21) ◆表示方法が定められている食品は、それに従って表示します。 	<p>④原料原産地名(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全ての加工食品が対象(輸入品を除く)です。 ◆「原材料名」欄又は「原材料名」欄と「内容量」欄の間に「原料原産地名」欄を設けて原産地を表示します。(→P15~17) 														
<p>③添加物</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆添加物に占める重量割合の高いものから順に表示します。(→P12) 	<p>⑤内容量(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆内容重量(g、kg)、内容体積(ml、ℓ)、内容数量(個、本など)を記載します。 ◆計量法の特定商品(政令第13条第1項)を密封して販売する場合は内容数量での表示はできません。 ◆計量法の規定のないもので外見上容易に識別できるものは記載を省略することができます。 	<p>⑥賞味(消費)期限(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆未開封の状態では定められた保存方法により保存した場合の期限を表示します。 ●消費期限 腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限 ●賞味期限 期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限 ◆製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものは、年月で表示できます。 														
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>きゅうりぬか漬(薄切り)</td> </tr> <tr> <td>原材料名</td> <td>きゅうり(愛媛県産)、漬け原材料(ぬか類、食塩、香辛料)</td> </tr> <tr> <td>添 加 物</td> <td>調味料(アミノ酸)</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>200g</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>令和5年3月31日</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>10℃以下で保存してください。</td> </tr> <tr> <td>製 造 者</td> <td>(株)〇〇食品 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇</td> </tr> </table>			名 称	きゅうりぬか漬(薄切り)	原材料名	きゅうり(愛媛県産)、漬け原材料(ぬか類、食塩、香辛料)	添 加 物	調味料(アミノ酸)	内 容 量	200g	賞味期限	令和5年3月31日	保存方法	10℃以下で保存してください。	製 造 者	(株)〇〇食品 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇
名 称	きゅうりぬか漬(薄切り)															
原材料名	きゅうり(愛媛県産)、漬け原材料(ぬか類、食塩、香辛料)															
添 加 物	調味料(アミノ酸)															
内 容 量	200g															
賞味期限	令和5年3月31日															
保存方法	10℃以下で保存してください。															
製 造 者	(株)〇〇食品 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇															
<p>⑦保存方法(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆開封前の保存方法を、食品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と表示します。 ◆常温で保存すること以外に留意点がない場合は、保存方法の項目自体を省略することができます。 	<p>⑧食品関連事業者の氏名(名称)・住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆製造者、加工者、輸入者あるいは販売者のうち表示内容に責任を有する者の氏名または名称及び住所を番地まで記載します。 ◆住所は、県庁の所在する市(松山市)については、「愛媛県」を省略することができます。 <p>⑨製造所(加工所)の所在地・製造者(加工者)の氏名(名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆食品関連事業者の氏名(名称)・住所と同じ場合は、省略することができます。 															
<p>⑩栄養成分の量・熱量(→P22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)を表示します。 																

(※)印の表示事項は、該当する欄に「枠外〇〇記載」のように表示箇所を表示すれば、その箇所に表示することができます。賞味期限を枠外に表示する場合、保存方法も賞味期限の記載箇所に近接して表示することができます。

●要件に該当する場合は、次の表示も必要です。

◆原産国名

外国で製造加工したものを輸入して販売する場合には、「保存方法」欄と「製造者」欄の間に「原産国名」欄を設け、製造加工した国を表示します。